

# 食品安全委員会とともに考える

～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～

## 開催にあたって



平成20年9月



食品安全委員会

Food Safety Commission

## 〈はじめに〉

平成 15 年 7 月、新しい食品安全行政がスタートし、「食品の安全性を科学に基づき、中立・公正に評価する機関」として、食品安全委員会は誕生しました。

そして、皆様に支えられて、今年の 7 月に 5 周年を迎えました。

食品安全委員会では、設立 5 周年を機に、原点に戻って、食品の安全性の確保について、また、食品安全委員会の今後の課題などについて、改めてご一緒にお考えいただく機会を持ちたいと考え、” 食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～ ” を開催することとなりました。お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。

以下のように食品安全委員会の役割と 5 年間の活動を簡潔にまとめてみましたので、ご参考にされ、ご意見、ご提案をいただけますようお願いいたします。

なお、より詳しい食品安全委員会の 5 年間の活動をまとめた「食品安全委員会の 5 年の歩み」をホームページ下記アドレスで公表しております。ご連絡いただければ、郵送もいたします。

**掲載アドレス：**<http://www.fsc.go.jp/iinkai/2008-5th/index.html>

**連絡先：**食品安全委員会事務局勧告広報課（TEL03-5251-9220）

## 〈食品安全委員会の役割と 5 年間の活動〉

### 1. リスク評価

食品安全委員会の最も重要な役割は、食品の安全性を科学的に調べ、評価すること、すなわちリスク評価です。リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省からの要請に応じて、この 5 年間に 600 件以上のリスク評価を行いました。

また、食品安全委員会が自らの判断により評価対象を決めて行う「自ら評価」も実施しており、これまでに BSE（牛海綿状脳症）対策についての中間とりまとめを終了し、また、わが国に輸入される牛肉等、食中毒原因微生物及び食品中の鉛に関する評価を実施中です。

リスク評価の審議は、原則公開で行われています。審議の議事録や評価結果（評価書）は、食品安全委員会のホームページでご覧いただけます。

#### 1.1 BSE（牛海綿状脳症）

BSE に係るリスク評価は、食品安全委員会の真価を問われる重要な評価だと考えています。BSE については科学的に良く分からない部分もある中で、広く国内外から情報・データを収集し、科学的な慎重な議論を重ね、次のよ

うな評価を行いました。

- 「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」（平成 16 年 9 月評価終了）
- 「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」（平成 17 年 5 月評価終了）
- 「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について（平成 17 年 12 月評価終了）

## 1.2 ポジティブリスト制度に関する評価

平成 18 年 5 月に「ポジティブリスト制度」が導入されました。それまでの食品衛生法の規制では、残留基準が設定されていない農薬等（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）が食品から検出されても、その食品を販売禁止にすることは困難でした。これに対し、ポジティブリスト制度の下では、国内に流通する食品に残留する可能性がある全ての農薬等に残留基準又は一律基準が設定され、これらの基準を超える農薬等を含む食品の販売等が禁止されました。この制度の導入に伴い、厚生労働省では、制度導入後、5 年間にわたり、758 物質の農薬等の評価を食品安全委員会に要請することとしております。このため、食品安全委員会では、農薬専門調査会などの専門委員の増員、調査審議体制の改編や、事務局職員の増員などによる体制の強化を行い、円滑な調査審議に努めております。

## 1.3 その他の評価結果

この 5 年間に次のようなリスク評価を行いました。特に、カドミウムに関するリスク評価は、丸 5 年の歳月を要しており、食品安全委員会の歩みを象徴する代表的な案件と言えます。

- 「魚介類等に含まれるメチル水銀」についての食品健康影響評価(平成 17 年 8 月評価終了)
- 「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品」についての食品健康影響評価(平成 18 年 5 月評価終了)
- 「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価（平成 20 年 7 月評価終了）

その他にも、添加物（68 件）、遺伝子組換え食品等(61 件)などについてもリスク評価を終えています。

## 1.4 調査・研究事業

食品安全委員会は、リスク管理機関から独立したリスク評価機関として、「自ら評価」に代表されるように、主体的にリスク評価に取り組んでいくことが期待されています。このような取組を支えるのが調査・研究事業です。平成15年度から「食品安全確保総合調査」を実施し、食品中の様々な危害要因に関するデータの収集・解析などを行っています。また、平成17年度からは「食品健康影響評価技術研究」により、リスク評価の信頼性を高めるための手法、ガイドライン作成などに資する学術研究も行っています。

## 2. 多様な手段を通じた情報提供

### 2.1 委員長談話など

科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度な不安を抱いたり、社会的混乱がおこらないよう、食品摂取による健康被害に係る重大な事柄について、次のような談話を公表しました。

- 「国民の皆様へ（鶏インフルエンザについて）」（厚生労働省、農林水産省、環境省と連名）（平成16年3月）
- 「日本初のvCJD症例が確定したことについての食品安全委員会委員長談話」（平成17年2月）
- 「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」（平成17年6月）
- 「米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について食品安全担当大臣談話」（平成18年1月）
- 「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」（平成19年1月）
- 「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する食品安全委員会委員長談話」（平成20年7月）

### 2.2 ファクトシートやQ&A

自ら評価の対象にはしなかった案件のうち、安全性に関する科学的な情報を広く分かりやすく提供する必要のあるものなどについて、ファクトシートやQ&Aを作成し、公表しています。ファクトシートは、その時点における最新の情報を分かりやすく整理し簡潔にまとめた資料のことで、次のものを公表し、逐次更新しています。

- 「加工食品中のアクリルアミド」（平成16年9月）
- 「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」（平成16年12月）

- 「ビタミン A の過剰摂取による影響」（平成 18 年 9 月）
- 「臭素酸カリウム」、「牛の成長促進を目的として使用されるホルモン剤（肥育ホルモン剤）」（平成 19 年 8 月）

### 2.3 食品安全総合情報システムなど

国内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携して収集し、それらの情報について整理・分析し、「食品安全総合情報システム」にデータベース化しています。その他にも、ホームページを通じた情報提供や、メールマガジンや季刊誌『食品安全』を通じた情報提供を行っています。

## 3. 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視

食品安全委員会は、リスク評価結果が、食品の安全性を守るためのリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告します。モニタリングは、半年ごとにこれまで 8 回実施し、勧告の必要性は認められませんでした。

また、食品安全委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べます。これまでに、ポジティブリスト制度の導入に際し留意すべき事項等を意見として厚生労働大臣と農林水産大臣に述べています。

さらに、全国各地の 470 名の方に「食品安全モニター」になっていただき、食品安全委員会活動への意見や地域における情報発信をお願いしています。寄せられた意見など（この 5 年間に 2,837 件）はコメントを付して食品安全委員会に報告した上で公表しています。また、食の安全に関する質問、意見、情報提供を直接受け付ける窓口として食の安全ダイアル（03-5251-9220, 9221）を設けており、この 5 年間に 4,025 件の問合せ・意見などが寄せられていますが、多く寄せられる質問などについて、Q&A として整理し、食品安全委員会に報告した上で公表しています。

## 4. リスクコミュニケーションの実施

リスクコミュニケーションの目的は、食品の安全性を守るために、多くの関係者がお互いに情報や意見を双方向的に交換することにより、社会全体でリスクに対して適切な対応がとれるようにすることです。これは、誤った情報が一人歩きしたり、一方的な意見・主張が横行することを防ぐためにも役立ちます。

食品安全委員会では、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や DVD などのさまざまな方法による情報発信など、あらゆる機会と方法を用いて、リスクコミュニケーションの推進に努めています。

また、リスクコミュニケーション専門調査会において、リスクコミュニケーションの推進のあり方について検討を進め、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成 18 年 11 月）を取りまとめました。この報告書に基づいて、現在、リスクコミュニケーションを進めているほか、同報告書で提起された課題について同専門調査会でさらに検討を進めています。

#### **4.1 意見交換会等の開催**

これまでにリスク管理機関や地方公共団体と連携して 324 回の意見交換会を開催しました。主なテーマとして、「我が国の BSE 対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」、「薬剤耐性菌」、「鳥インフルエンザ」、「食中毒原因微生物」、「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品」、「食育」などを取り上げました。このほか、平成 19 年度からは、小学生等に楽しみながら食の安全について理解を深めてもらうため、夏休み期間中に「ジュニア食品安全委員会」を開催しています。

#### **4.2 リスクコミュニケーション推進事業**

平成 18 年度から、地方公共団体と協力して、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するための人材育成を進めています。リスク分析などの食の安全に関する基礎知識や、コミュニケーション能力を高めるための演習などを実施して、地域の特性に応じたきめ細かいリスクコミュニケーションを実施できる人材の育成を食品安全委員会が支援させていただくものです。この 2 年間に 2 種類の講座を合計 36 回開催し、2,004 名の方に参加していただきました。さらに、今年度からは、食品安全の科学的知見の情報を分かりやすく説明する能力を有する人材の育成を目的とした講座も開催します。

#### **4.3 リスク評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集**

食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、個々の案件につき原則 30 日間、国民からの意見・情報の募集を行っています。これまでに実施した回数は 353 回にのぼります。寄せられた意見等に対しては、原案の修正や意見に対する回答を作成し、食品安全委員会での審議を経て公表しています。

## 5. 緊急時対応

食品安全委員会の役割の一つに緊急事態への対応があります。例えば、大規模、広域に発生した食中毒など、食べ物が原因となって国民に大きな被害が生じるおそれがある場合には食品安全委員会とリスク管理機関を含め、政府全体での早急な対応が必要となります。この中で、食品安全委員会は、被害の未然防止、拡大や再発防止のため、国の内外から情報の収集・整理を行って事態を把握し、国民の皆様に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行うなどの役割を担っています。

このような緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルを作成し、また、緊急時対応訓練を実施しています。

平成 20 年 1 月に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題に際しては、関係する政府機関と連携して、被害拡大防止、原因究明及び再発防止について、政府一丸となって取り組みました。食品安全委員会においては、ホームページなどを通じて科学的知見などの情報提供を行うとともに、被害の原因とされた有機リン系殺虫剤メタミドホスについてリスク評価を行いました。

## 6. 国際化への対応

国際機関や外国政府機関との連携を深め、リスク評価結果やその根拠となった科学的データの相互提供、リスク評価手法やリスク評価に当たった個別の課題などについての意見交換を進めています。特に、欧州食品安全機関（EFSA）との間では、今後「欧州食品安全機関と食品安全委員会との協力に関する覚書」を交わすことにより、連携をより深めます。また、コーデックス委員会<sup>\*1</sup>、国際連合食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）の専門家会議、経済協力開発機構（OECD）など、海外で開催される食品安全に関する会合に食品安全委員会からも専門家を派遣することや、海外から専門家を招聘することなどにより、国際基準との調和を図るとともに国際的な最新の動きについて情報収集を行っています。同時にリスク評価結果（評価書）や評価指針などの英訳を進め、これを英語版のホームページに掲載して海外へ情報発信を行っています。

---

\*1: Codex Alimentarius Commission といい、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962 年に FAO と WHO により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の作成等を行っています。